

保育所保育指針の構成

参考資料 2

現 行	改 定 案 (たつき台)
<p>(局長通知)</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>前文</p> <p>1 保育の原理</p> <p>(1) 保育の目標</p> <p>(2) 保育の方法</p> <p>(3) 保育の環境</p> <p>2 保育の内容構成の基本方針</p> <p>(1) ねらい及び内容</p> <p>(2) 保育の計画</p>	<p>(告示)</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>1 保育所の役割・機能</p> <p>2 保育の原理</p> <p>(1) 保育の目標</p> <p>(2) 保育の方法</p> <p>(3) 保育の環境</p> <p>3 保育所の社会的責任</p> <p>(主要内容)</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>●変更点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「1 保育所の役割・機能」を新設 ・ 2 保育の内容構成の基本方針の「ねらい及び内容」は第 3 章へ移行、「保育の計画」は第 4 章へ移行 <p>3</p> <p>(趣旨)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○目的 (児童福祉法第 39 条) 保育に欠ける乳幼児を保育、最善の利益を尊重 ○位置付けの明確化 (児童福祉施設最低基準 3 5 条) <ul style="list-style-type: none"> ・規範性→遵守すべき最低基準 ・原則性→基本的考え方 (裁量可) ○性格の明確化 <ul style="list-style-type: none"> ・保育内容の指針 第 2 章～ 5 章 ・内容に関連する保育所運営の指針 第 6 章～ 7 章 <p>1 保育所の役割・機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子どもにとっての機能 (健全な心身の発達) 養護と教育を一体的に発揮 <ul style="list-style-type: none"> ・「養護」は生命の保持と情緒の安定 ・「教育」は生きる力の基礎を培う発達援助 ○保護者にとっての機能 (園児や在宅児の保護者支援) <ul style="list-style-type: none"> ・「子育て支援」は親や地域の子育て力の向上 <p>2 保育の原理</p> <ul style="list-style-type: none"> ○目標 ~ 生活と発達の保障 (養護と教育が一体) ○方法 ~ 保育士の関わり (人権尊重、知識・技術・倫理) ○環境 ~ 人的・物的・空間的な構成 (相互関係) <p>3 保育所の社会的責任</p> <ul style="list-style-type: none"> ○情報公開、苦情解決、個人情報保護関係

現 行	改 定 案 (たたき台)	
<p>第2章 子どもの発達</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 子どもと大人との関係 2 子ども自身の発達 3 子どもの生活と発達の援助 <p>第3章 ～ 第10章 発達過程区分ごとの保育の内容</p> <p>〔6か月未満児、6か月から1歳3か月未満児、1歳3ヶ月から2歳未満児、2、3、4、5、6歳児 の8区分</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 発達の主な特徴 2 保育士の姿勢と関わりの視点 3 ねらい 4 内容 5 配慮事項 	<p>第2章 子どもの発達</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 子どもと大人との関係 2 子どもと子どもの関係 3 子どもの生活と発達の援助 <p>第3章 保育の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ねらいと内容 2 3歳未満児の保育 <ol style="list-style-type: none"> (1) 保育のねらい (2) 保育の内容 (3) 子どもへの関わり 3 3歳以上児の保育 <ol style="list-style-type: none"> (1) 保育のねらい (2) 保育の内容 (3) 子どもへの関わり 4 保育の実施上の留意点 <ol style="list-style-type: none"> (1) 保育の形態及び環境 (2) 障害児保育 (3) 長時間保育 (4) 小学校等との連携 (5) 地域との連携 	<p>第2章 子どもの発達</p> <p>発達の特性・課題、環境や保育士等との関係性（相互作用）、発達と遊びとの関係性、乳・幼児期の教育のあり方</p> <p>第3章 保育の内容</p> <p>●変更点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 八つの章を一つの章に一本化 ・ 「3歳未満児」と「3歳以上児」とに大括り化 ・ 「3歳未満児」から「3歳以上児」への接続 ・ 「保育士の姿勢と関わりの視点」と「配慮事項」は「子どもへの関わり」に一本化 ・ 発達過程区分ごとの「発達の主な特徴」、「ねらい」、「内容」、「配慮事項」は解説で記述 ・ 第11章の一部を移行し、保育の実施上の留意点を新設 <ol style="list-style-type: none"> 1 ねらいと内容 <ul style="list-style-type: none"> ○ 発達過程区分の考え方の明確化 ○ 養護の視点、教育の視点の明確化 ○ 5領域間の相互関連性 2～3 3歳未満児及び3歳以上児の保育 <ul style="list-style-type: none"> ○ 養護と教育の一体性の重視 ○ 3歳以上児の教育は幼稚園教育要領と整合性 4 保育の実施上の留意点 <ul style="list-style-type: none"> ○ 保育の形態（異年齢保育等）及び環境に配慮 ○ 障害児保育（特に発達障害）、長時間保育の対応 ○ 幼稚園・小学校との相互交流、情報交換など ○ 地域の関係機関等との関係構築、社会資源の活用など

現 行	改 定 案 (たたき台)	
<p>第 1 1 章 保育の計画作成上の留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保育計画と指導計画 2 長期的指導計画と短期的指導計画の作成 3 3歳未満児の指導計画 4 3歳以上児の指導計画 5 異年齢の編成による保育 6 職員の協力体制 7 家庭や地域社会との連携 8 小学校との関係 9 障害のある子どもの保育 10 長時間にわたる保育 11 地域活動など特別事業 12 指導計画の評価・改善 <p>第 1 2 章 健康・安全に関する留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 日常の保育における保健活動 2 健康診断 3 予防接種 4 疾病異常等に関する対応 5 保育の環境保健 6 事故防止・安全指導 7 虐待などへの対応 8 乳児保育についての配慮 9 家庭、地域との連携 	<p>第 4 章 保育の計画及び評価等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保育の計画 2 保育の評価 <p>第 5 章 健康及び安全</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 健康の管理 <ol style="list-style-type: none"> (1) 日常の保健活動 (2) 健康診断 (3) 疾病異常等への対応 2 安全管理及び衛生管理 <ol style="list-style-type: none"> (1) 所内外の活動における安全管理、衛生管理 (2) 虐待への対応 3 食育 	<p>第 4 章 保育の計画及び評価等</p> <p>●変更点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 1 1 章の一部を第 3 章へ移行 ・計画作成上の留意点は解説で記述 <ol style="list-style-type: none"> 1 保育の計画 <ul style="list-style-type: none"> ○保育計画・指導計画の作成及び記録作成 2 保育の評価 <ul style="list-style-type: none"> ○PDCAの視点、自己評価・点検・公表 <p>第 5 章 健康及び安全</p> <p>●変更点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 1 2 章の項目を整理統合 ・「食育」の新設 <ol style="list-style-type: none"> 1 健康の管理 <ul style="list-style-type: none"> ○医療的ケアや与薬等の取扱、健康診断の実施 ○病児・病後児保育の対応 2 安全管理及び衛生管理 <ul style="list-style-type: none"> ○事故予防、災害等の対応、虐待の早期発見・対応 3 食育 <ul style="list-style-type: none"> ○食育の取組

現 行	改 定 案 (たたき台)	
<p>第 1 3 章 保育所における子育て支援及び職員の研修など</p> <p>1 入所児童の多様な保育ニーズへの対応</p> <p>(1) 障害のある子どもの保育</p> <p>(2) 延長保育、夜間保育など</p> <p>(3) 特別な配慮を必要とする子どもと保護者への対応</p> <p>2 地域における子育て支援</p> <p>(1) 一時保育</p> <p>(2) 地域活動事業</p> <p>(3) 乳幼児の保育に関する相談・助言</p> <p>3 職員の研修等</p>	<p>第 6 章 保護者に対する支援</p> <p>1 入所児童の保護者に対する支援</p> <p>(1) 子育て力の向上支援</p> <p>(2) 仕事と家庭の両立支援</p> <p>2 地域の子育て支援</p> <p>第 7 章 職員の資質向上</p> <p>1 施設長の役割</p> <p>2 職員の研修、自己研鑽</p>	<p>第 6 章 保護者に対する支援</p> <p>●変更点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 1 3 章の「子育て支援」部分を「保護者に対する支援」として整理 ・「保護者に対する支援」を「入所児童の保護者に対する支援」と「地域の子育て支援」に区別 <p>1 入所児童の保護者に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○育児や親子関係に関する相談・助言など ○延長保育等の特別保育の実施（就労支援） <p>2 地域の子育て支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○育児や親子関係に関する相談・助言など ○場の提供（一時保育、親子交流、保育体験、サークルづくり） ○関係機関との連携 <p>第 7 章 職員の資質向上</p> <p>●変更点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 1 3 章の「職員の研修」を「職員の資質向上」として整理 ・施設長の役割を明確化 <p>1 施設長の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ○職員の資質向上に対する責務の明確化 <p>2 職員の研修、自己研鑽</p> <ul style="list-style-type: none"> ○所内外の研修の体系化、計画の作成、自己研鑽の取組